

税務

事業再開時の改正新設法人特例適用は

課税当局、消費税法基本通達1-4-8が参考にされる可能性も示す

要約

- ▶ 外国法人が事業を“再開”した場合の令和6年度税制改正後の消費税法の新設法人特例の適用について、課税当局は「事実認定の問題」との見解。
- ▶ 消費税法基本通達1-4-8が参考にされる可能性も示す。

本誌1028号「改正新設法人特例、国内拠点の有無不問」で既報の通り、令和6年10月1日以後開始事業年度から適用される外国法人に対する新設法人の特例は、外国法人が日本に支店等の物理的拠点を有するかどうかは問わず、消費税法4条3項等が定める内外判定に従い、「国内において行われたと判定される取引を生ずる事業を開始した場合」に適用されることになる。しかし、税理士等の間では同特例を規定する改正消費税法12条の2第3項が事業を“開始”した場合を要件としていることで、さらなる疑問が生じている。具体的には、外国法人が過去に日本国内の事業から撤退し、日本に再度進出して事業を“再開”するようなケースであっても、外国法人に対する新設法人の特例が適用され得るのか、というものだ。たとえば外国法人が5年前に日本での事業から撤退し、その後は国内取引が発生していなかったとする。こうした中、日本に再進出して事業を再開することとなっ

た場合、過去に事業を行っていたことをもって、改正消費税法12条の2第3項に規定する“事業を開始した場合”には該当せず、再開時は課税売上高ゼロの基準期間を有する外国法人と扱ってよいのか、という疑問が聞かれる。この点について本誌が課税当局に取材したところ、「いったん事業を廃止して新たに事業を“開始”しているとみるかどうかは、事実認定の問題となる」との回答であり、外国法人に対する新設法人の特例の適用がないとは言い切れないようだ。また、課税当局からは、消費税法基本通達1-4-8の考え方が考慮される可能性があることも示された。消費税法基本通達1-4-8は、主に課税事業者選択届に関連する通達であるが、同通達では過去2年以上にわたって国内において行った課税資産の譲渡等がなかった事業者が課税資産の譲渡等に係る事業を“再び開始”した課税期間も、「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」に該当するものとして取り扱われるとされている。同通達には改正消費税法12条の2第3項にも適用されるとは書かれていないが、この通達の趣旨を考慮した場合、再開ではなく“開始”と取り扱われる可能性がある、ということであろう。

外国法人の特性上、上記のような事態は発生し得るケースであるだけに、取扱いの明確化が望まれる。